

憲法改正問題に取り組む全国アクションプログラム

憲法市民学習会 私たちの望む社会のカタチを考えよう!

僕たちの未来の選択Ⅱ

スパイ防止法は私たちの日常をどう変えるのか?



兵庫県弁護士会
イメージキャラクター
ヒマリオン
Since2001

こんな人待ってます
「スパイ天国」は嫌だけど、自分がスパイと疑われるのも嫌だよな、と心配している若い人

こんな人待ってます
最先端技術の海外流出は問題だけどメディアがわかりやすく伝えてくれるのはワクワクするから報道はしてほしいと願っている若い人

こんな人待ってます
スパイ防止法について、詳しく知りたい人



2026 3/28 土

13:00~15:30 開場12:30

会場 / 兵庫県弁護士会館

神戸市中央区橘通1-4-3

JR神戸駅、高速神戸駅、市営地下鉄大倉山駅から徒歩約8分

参加費
無料

定員
80名

オンライン定員
1000名(講演のみ)

託児
利用可

人権派の闘士・弁護士
海渡雄一がわかりやすく解説!



海渡 雄一 弁護士
(第二東京弁護士会)

「スパイ防止法」は、そのネーミングの問題もあり、スパイの防止は当然必要と受け止めていませんか? 外国にもあるから日本にあって当然、法制ができて日常生活は何も変わらない、と思っている方にぜひご参加いただきたいです。

主催：兵庫県弁護士会 共催：日本弁護士連合会、近畿弁護士会連合会
お問い合わせ先：兵庫県弁護士会 ☎078-341-7061(代表)

企画趣旨

「僕たちの未来の選択」は、テーブルでの意見交換がある憲法市民学習会です。

3回目となった今回のテーマは、安全保障環境の変化などを背景に、近年議論が再燃している「スパイ防止法」。必要とされる主な理由は、①「スパイ天国」の解消と抑止力、②技術・経済情報の保護、③同盟国などとの国際的な情報共有の円滑化などが挙げられています。

しかし、すでに秘密保全を目的として「特定秘密保護法」が制定されていますし(2013年)、「重要経済安保情報保護活用法」も制定されました(2024年)。これらの法律で、防衛・外交・経済分野に関する広範な情報について、漏洩行為が未遂を含めて処罰対象にされています。これらの法律に基づき「セキュリティ・クリアランス(SC)制度(情報の取扱者に適性評価を課す制度)」が設けられましたが、これに対しては、国民の知る権利、報道の自由、個人のプライバシーへの過度の介入になるなどの懸念が指摘されています。

そこで、上記に加えて、さらに、スパイ活動全般を網羅する法律の制定が必要か、人権保障との関係で、その相当性が吟味される必要がないでしょうか？

①「スパイ」の定義が曖昧な場合、捜査対象が一般市民や記者、活動家に広がり、表現の自由や知る権利が過度に侵害されないか？②かつての治安維持法のように、内心の自由やコミュニケーションの自由への過度な制約にならないか？などを危惧する声もあります。

現在、国会では、スパイ防止法制の成立が、「国論を二分する政策」の一つとされながら、急ピッチで進められようとしています。衆議院での与党の圧倒的な議席数や、一部野党の積極姿勢に鑑みると、すぐにも成立してしまうかもしれません。でも、私たちの生活は、本当に大丈夫なの？

本企画では、この問題に詳しい弁護士を講師にお招きし、スパイ防止法の内容をわかりやすく解説していただくとともに、市民のみならず、私たちの日常生活に対し、どのような影響を持ちうるのかについて考えたいと思います。

ただ、講演を聴くだけでなく、テーブル討論も行います。日頃のモヤモヤをお喋りしてみませんか？

プログラム

- 講演 「スパイ防止法制の内容と、私たちの日常生活への影響」(仮)
講師 海渡 雄一 弁護士(第二東京弁護士会)
講演のみZoom視聴可能です
(定員1,000名) → 
- 討論 「スパイ防止法制をどう考える？
メリット・デメリット～私たちの望む社会のカタチはどのようなの？」

講師プロフィール

1955年兵庫県生、灘高校卒、東京大学法学部卒。

1981年弁護士登録以来一貫して、市井の市民に寄り添い、圧倒的な情報格差がある困難な人権事件において、膨大な情報を粘り強く緻密に分析することで勝ち抜き、人権回復の道を切り開いてきた闘士です。市民が情報から阻害されることの危険性にもいち早く警鐘を鳴らしてきました。

憲法が保障する基本的人権が尊重される社会を実現しようとするとき、スパイを防止しようとする法律が、両刃の剣として、私たちの経済活動、表現活動、あるいは、司法的救済活動への過度な制約となりがねない危険性を最もよく知る弁護士です。

意見交換のルール

政治的問題には唯一の正解はありません。
あるのは、立場の違いによる選択の違いです。

- ① どのあなたのどのような意見も否定されません。
- ② 自分と違う意見にこそ、心を開いて耳を傾けます。
- ③ 発言者に拍手を送ります。発言には勇気と決断が必要です。
- ④ 質問は、意見の優劣を決するためではなく、相手を深く知るためになされます。



日時 2026年3月28日(土)

13:00～15:30(開場12:30)

会場 兵庫県弁護士会館

神戸市中央区橋通1-4-3

JR神戸駅、高速神戸駅、
市営地下鉄大倉山駅から徒歩約8分



駐車場はございませんので、
お近くのコインパーキング/公共交通機関をご利用ください。

定員 80名 参加費 無料

申込方法

兵庫県弁護士会ホームページに
掲載の申込フォームまたは二次元
バーコードよりお申込ください。
※兵庫県弁護士会ホームページ
<https://www.hyogoben.or.jp/>



申込締切 2026年3月23日(月)
託児利用 2026年3月13日(金)